

# 美咲町分別収集計画

平成19年 6 月

## 1 計画策定の意義

環境に優しく快適でうるおいがある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物の排出抑制・減量化を基本とした循環型の廃棄物処理を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減・資源化を図る目的で、町民、事業者、行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方針を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、循環型の廃棄物処理が具体化されるとともに、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の延命化が図られるものである。

なお、本計画は旭地域（旧旭町）及び柵原地域（旧柵原町）の区域に係るものとし、中央地域（旧中央町）の区域においては津山圏域西部衛生施設組合が策定する分別収集計画によるところとする。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみ排出抑制・減量化、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成20年4月を始期とする5カ年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、飲料用紙製容器、ペットボトル、段ボール、その他のプラスチック、ガラス製容器（無色、茶色、その他）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
旭地域	137 t	137 t	137 t	137 t	137 t
柵原地域	355 t	355 t	355 t	355 t	355 t
合計	492 t	492 t	492 t	492 t	492 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお実施するにあたっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図る。分別収集の実施に当たり、環境衛生協議会委員等を通じ、町民の意見を広く聴衆する。

・教育、啓発活動の充実

町告知放送、町ホームページ、広報等を活用し、町民、事業者に対して、ゴミ排出量の増大、処理経費の急増等ゴミ処理の現状の情報を提供し、認識を深めてもらう。また、ゴミの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ゴミの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・買い物袋・カゴ持参運動

町告知放送、広報等で定期的に啓発し、買い物袋・カゴ持参の徹底を図る。

・リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用の促進。

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

処理施設の状況及び再商品化計画、有効利用を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、町民の協力度、当町等有する中間処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

旭・柵原地域

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶類
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であ って飲料又は醤油を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製 容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物量の見込み(法第8条第2項第4号)  
美咲町(旭・柵原地域合計)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	33		33		33		33		33	
主としてアルミ製の容器	12		12		12		12		12	
無色のガラス製容器	35		35		35		35		35	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		35		35		35		35		35
茶色のガラス製容器	31		31		31		31		31	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		31		31		31		31		31
その他の色のガラス製容器	9		9		9		9		9	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	3	6	3	6	3	6	3	6	3	6
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2		2		2		2		2	
主として段ボール製の容器	56		56		56		56		56	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	10		10		10		10		10	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	6	4	6	4	6	4	6	4	6	4
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	45		45		45		45		45	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	45		45		45		45		45	
合計	233		233		233		233		233	

内訳：旭地域

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
主としてスチール製の容器	5		5		5		5		5	
主としてアルミ製の容器	3		3		3		3		3	
無色のガラス製容器	10		10		10		10		10	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		10		10		10		10		10
茶色のガラス製容器	12		12		12		12		12	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		12		12		12		12		12
その他の色のガラス製容器	3		3		3		3		3	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	3		3		3		3		3	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	12		12		12		12		12	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	4		4		4		4		4	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
		4		4		4		4		4
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	9		9		9		9		9	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	9		9		9		9		9	
合計	59		59		59		59		59	

内訳：柵原地域

	20 年度		21 年度		22 年度		23 年度		24 年度	
主としてスチール製の容器	28		28		28		28		28	
主としてアルミ製の容器	9		9		9		9		9	
無色のガラス製容器	25		25		25		25		25	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
茶色のガラス製容器	19		19		19		19		19	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
その他の色のガラス製容器	6		6		6		6		6	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	1		1		1		1		1	
主として段ボール製の容器	44		44		44		44		44	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	6		6		6		6		6	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	36		36		36		36		36	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
合 計	174		174		174		174		174	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

主務省令で定める物の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績（平均）

ただし、柵原地域のガラス類（無色、茶色、その他）及びその他プラスチックの見込み量

＝推計値（市町村分別収集計画の手引きを参考）

（また人口変動予測の考慮については、少しずつ減少すると思われるが、排出ごみ量の直近実績値からこの計画期間の5年間において極端なゴミの排出量の変化は無いと推察した。）

人口変動予測

地域	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
旭	3,262 人 (対前年度比) 99%	3,230 人 (対前年度比) 99%	3,198 人 (対前年度比) 99%	3,166 人 (対前年度比) 99%	3,135 人 (対前年度比) 99%
柵原	6,519 人 (対前年度比) 99%	6,454 人 (対前年度比) 99%	6,390 人 (対前年度比) 99%	6,327 人 (対前年度比) 99%	6,264 人 (対前年度比) 99%

各々の算定については別冊参考資料に示す。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。分別収集の実施主体を次表に示す。

旭地域

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶	缶類	町によるステーション収集	岡山県中部環境施設組合
	アルミ缶			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	町によるステーション収集	岡山県中部環境施設組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	町による拠点回収	町
	段ボール	段ボール	町による拠点回収	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による拠点回収	岡山県中部環境施設組合
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町によるステーション収集	岡山県中部環境施設組合

柵原地域

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール缶	缶類	町によるステーション収集	町
	アルミ缶			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	町によるステーション収集	町
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	町による拠点回収	町
	段ボール	段ボール	町による拠点回収	町
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による拠点回収	町
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	町によるステーション収集	町

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。分別収集方法及び施設等を次表に示す。

旭地域

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール缶	缶類	指定袋	2tパッカー車	粗大ごみ処理施設 (破砕・選別)
	アルミ缶				
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	指定袋	2tパッカー車	ストックヤード
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る	2tトラック	ストックヤード
	段ボール	段ボール	縛る	2tトラック	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網かご	2tダンプ車	圧縮梱包機 (圧縮・梱包)
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋	2tパッカー車	ストックヤード

柵原地域

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
金属	スチール缶	缶類	指定袋	2tパッカー車	前処理施設 (選別・圧縮)
	アルミ缶				
ガラス	主としてガラス製の容器	ビン類	指定袋	2tパッカー車	ストックヤード
	茶色のガラス製容器				
	その他の色のガラス製容器				
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	縛る	2tダンプ車	ストックヤード
	段ボール	段ボール	縛る	2tダンプ車	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	網かご	2tダンプ車	ストックヤード
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定袋	2tパッカー車	ストックヤード

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第 8 条第 2 項第 7 号）

民間団体による集団回収など促進するため、奨励金の交付、優良団体などの表彰、また、集積場所、回収機材の貸与などの支援をする。

## 参考資料

(1) 平成16・17・18年度の旭・柵原地域のゴミの収集量実績及び人口を示し、算定の資料とする。

表1 ゴミ収集量

	地域	平成16年度	平成17年度	平成18年度
総収集量	旭	616 t	622 t	598 t
	柵原	1,587 t	1,591 t	1,589 t

表2 容器包装廃棄物のうち対象品目収集実績量

対象品目	地域	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
スチール製容器	旭	6 t	4 t	3 t	
	柵原	22 t	26 t	34 t	
アルミ製容器	旭	3 t	2 t	2 t	
	柵原	10 t	8 t	8 t	
ガラス瓶	旭	無色	9 t	9 t	10 t
		茶色	12 t	13 t	11 t
		その他	3 t	3 t	3 t
	柵原	— t	— t	— t	
飲料用紙製容器	旭	1 t	1 t	1 t	
	柵原	1 t	1 t	1 t	
ダンボール	旭	11 t	11 t	13 t	
	柵原	42 t	45 t	45 t	
ペットボトル	旭	3 t	5 t	4 t	
	柵原	4 t	6 t	7 t	
廃プラスチック	旭	9 t	9 t	9 t	
	柵原	— t	— t	— t	

表 3

年 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度
年度末人口	旭地域	3, 4 6 2人	3, 3 9 9人	3, 3 2 8人
	柵原地域	6, 9 1 3人	6, 7 8 7人	6, 6 5 1人

## (2) 5の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み算定について

表 1、表 3 から平成 16 年～18 年度において人口は減少傾向であるが、ゴミ総排出量の推移については年度にばらつきがあるものの減少はしていない。住民の環境問題についての関心が高まり、適正処理、野焼き等の自粛等が大きいな要因と考えられる。

人口はこのまま少しずつ減少すると思われるが、この計画期間の 5 年間に於いて極端なゴミの排出量の変化は無いと推察される。したがってゴミの排出量は平成 16～18 年度実績平均値で推移すると考えた。

容器包装廃棄物の排出量の見込み算定は上記のことから平成 16～18 年度ごみ総排出量実績平均値に市町村分別収集計画作成手引き（平成 1 9 年 3 月五訂版）表 2-3-1 の平均値等全国レベルのデータの容器包装廃棄物重量比率（容器包装全体の比率：22.3%）を乗じるものとした。旭地域・柵原地域の容器包装廃棄物の排出量の見込みを、次式に示す。

$$\begin{aligned} (616+622+598) \text{ t} / 3 \times 0.223 &\approx 137 \text{ t} \\ (1587+1591+1589) \text{ t} / 3 \times 0.223 &\approx 355 \text{ t} \end{aligned}$$

また、この量で平成 24 年度まで大きく変化無く推移すると考えた。

## (3) 8の各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主 務省令で定める物の量の見込みについて

(a) 旭地域の主として鋼鉄製の容器、主としてアルミニウム製の容器包装、無色・茶色・その他の色のガラス製容器、主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの、主としてダンボール製の容器、主として PET 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするもの、主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものについては表 2 のとおり分別収集実績があり、2 の排出量の見込み算定の考え方と同様に平成 16～18 年度の実績値の平均値で大きく変化無く推移すると考える。したがって、各々数値を見込み量とし、平成 24 年度まで推移すると考えた。

(b) 柵原地域の主として鋼鉄製の容器、主としてアルミニウム製の容器包装、主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの、主としてダンボール製の容器、主として PET

製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするものについては表 2 のとおり分別収集実績があり、2 の排出量の見込み算定の考え方と同様に平成 16～18 年度の実績値の平均値で大きく変化無く推移すると考える。したがって、各々の数値を見込み量とし、平成 24 年度まで推移すると考えた。

(c) 柵原地域の無色・茶色・その他の色のガラス製容器の排出量は実績値が無いため、容器包装廃棄物の排出量の見込みの値に市町村分別収集計画作成手引き（平成 19 年 3 月 5 訂版）の表 2-3-1 のごみ排出量に占める容器包装廃棄物重量比率を参考にガラス類平成 17 年度全国平均値が容器包装全体（22.3%）に占める割合を柵原地域の容器包装廃棄物の排出量の見込み量に乗じたものとした。

$$355 \text{ t} \times 1.6/22.3 \cong 25 \text{ t} \dots\dots \text{無色ビン}$$

$$355 \text{ t} \times 1.2/22.3 \cong 19 \text{ t} \dots\dots \text{茶色ビン}$$

$$355 \text{ t} \times 0.4/22.3 \cong 6 \text{ t} \dots\dots \text{その他ビン}$$

見込み量については柵原地域にビン類の集団回収等はなく、また他のものと混ざり排出されることの可能性が低いため、ほとんどのビン類は回収されると考え、この数値とした。また、2 の排出量の見込み算定の考え方と同様に大きく変化無く推移すると考えた。

(d) 柵原地域の主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のものの排出量については実績が無いため、容器包装廃棄物の排出量の見込みの値に市町村分別収集計画作成手引き（平成 19 年 3 月 5 訂版）の表 2-3-1 のごみ排出量に占める容器包装廃棄物重量比率を参考にプラスチックの白色トレイ及びその他のプラ製容器包装の平成 17 年度全国平均値が容器包装全体（22.3%）に占める割合を柵原地域の容器包装廃棄物の排出量の見込み量に乗じたものとした。

$$355 \text{ t} \times (0.2+7.4)/22.3 \cong 121 \text{ t}$$

見込み量については柵原地域にプラ類の集団回収等はないが、しかし同じプラスチック類のペットボトルを上記の計算を行った場合、排出量が 19.1 t（ $\cong 355 \text{ t} \times 1.2/22.3$ ）であり、それに対し、実質 5.7 t の回収量である。他は可燃物に混入されていると思われる。この比率が初期の取組段階では近似すると推察する。したがって見込み量は排出量にペットボトルの回収割合を乗じたものとした。

$$121 \text{ t} \times 5.7/19.1 \cong 36 \text{ t}$$

この見込み量についても平成 24 年まで計画期間の 5 年間において極端なゴミの排出量の変化は無いと推察される。